

第9章

貿易関連投資措置

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

1980年代後半以降、世界各国の海外直接投資は大きな伸びを示したが、投資受入国、特に開発途上国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資受け入れに際し、様々な要求が行われる場合がある。

このような要求の例としては、ローカルコンテンツ要求（国産品の購入又は使用の要求）、使用部品の製造要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、技術移転要求、輸出要求（生産量の一定割合を（特定の地域に）輸出することに対してインセンティブを与えるもの）、出資比率規制、為替規制、送金規制、ライセンス要求、雇用規制等が挙げられる。これらの投資措置の一部は、強い貿易歪曲効果を有し、GATT 3条及び11条に反するため禁止されている。

投資規制に関する国際規範は従来から存在するが、ウルグアイ・ラウンド交渉が終結するまでは、規律内容及び対象国の点で限定的なものにとどまっていた。例えば、経済協力開発機構（OECD）の「資本移動の自由化に関するコード」において、加盟国は直接投資について幅広い自由化義務が課されているが、係る義務については、各国は自由に留保を付すことができることになっており、実際に各国は多くの留保を付している。また、二国間条約等においても、投資一般について最恵国待遇を約束しているものはあるが、内国民待遇まで認めているものは多くない。1994年11月に採択されたAPECの投資原則は、最恵国待遇及び内国民待遇を含め、投資全般に関するルールを定めたものであるが、拘束力を有しないものである。

(2) 法的規律の概要

1947年のGATTにおいても、内国民待遇付与の規定や数量制限禁止の規定に違反する投資措置は禁止されていたが、禁止される措置の範囲については明確ではなかったため、ウルグアイ・ラウンドでは、貿易に関連する投資措置（Trade-Related Investment Measures、略して「TRIMs」）の規律の在り方が議論され、WTO協定の附属書1A：物品の貿易に関する多角的協定の一部として「貿易に関連する投資措置に関する協定」（TRIMs協定）が合意された。同協定は、輸入産品を課税、規則等の面で、国内産品に比べ差別的に取り扱ってはならないとするGATT 3条の内国民待遇及び11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMsの禁止を規定し、特にローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限（国内販売要求）といった措置（図表Ⅱ-9-1）をTRIMs協定の附属書の例示表に示して明示的に禁止した。また、禁止の対象となる投資制限措置には、法律等により強制的に課されるもののほか、他の優遇措置（補助金、免税等）を得るための条件とされるものも含まれることを規定した（図表Ⅱ-9-1に示されたTRIMsは、あくまで例示であり、TRIMs協定により禁止されるものはこれらに限定されるものではない）。同協定は、加盟国に特に新しい義務を課すものではないが、1947年のGATT上の義務が明確化されることによって、各国の措置のGATT整合化が促進さ

れることが強く期待されている。WTO 協定発効後、当該措置の実施国は、図表 II - 9-2 に該当する場合を除き、所定の経過期間内に措置の是正を要求されることとなる。

<図表 II-9-1>明示的に禁止された TRIMs の例

①ローカルコンテンツ要求	進出企業に対して、国内製品の購入・使用を要求する措置。特定の產品、產品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。(GATT 3 条 4 項違反)
②輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸入品の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。(GATT 3 条 4 項違反)
	進出企業に対して、国内生産に使用される產品の輸入を、一般的に又は自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。(GATT 11 条 1 項違反)
③為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される產品（部品等）の輸入を制限する措置。(GATT 11 条 1 項違反)
④輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の產品、產品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。(GATT 11 条 1 項違反)

<図表 II-9-2> TRIMs 協定の例外的規定

①経過期間	協定に適合しないTRIMs（当該 TRIMs は協定発効後 90 日以内に通報することを要する）については、先進国は 2 年、開発途上国は原則 5 年、後発開発途上国は原則 7 年以内に撤廃する。
②開発途上国例外	開発途上国は、実施している TRIMs が GATT 3 条又は 11 条違反を構成するものであったとしても、開発途上国における経済開発の必要性に鑑みて一定の例外を認める GATT 18 条の規定に適合していれば、当該 TRIMs を維持することができる。
③衡平規定	TRIMs を課されている既存企業が競争上不利とならないように上述①の経過期間中は新規の投資企業に対しても同等の TRIMs を適用することができる。

(3) TRIMs 撤廃期限の延長

TRIMs 協定は、WTO 協定発効日から 90 日以内に、TRIMs 協定に適合しない TRIMs を物品理事会に対して通報することを加盟国に対して義務づけ（5.1 条）ており、27 か国から TRIMs の存在が通報された（WTO 設立後に加盟したメンバーによる TRIMs の通報については後述）。

各国は、5.1 条に基づき通報した TRIMs を所定の経過期間内に廃止する義務を負っており（5.2 条）、上記の通報国については、延長が物品理事会によって決定されない限り（後述）、原則として、1999 年末をもって経過期間が満了した。

しかし、廃止につき特別の困難があることを立証する開発途上加盟国（後発開発途上国を含む。）については、要請に基づき、物品理事会が、通報した TRIMs に係る経過措置を延長できる（5.3 条）。2001 年 11 月、チリ、アルゼンチン、コロンビア、フィリピン、メキシコ、マレーシア、パキスタン、

ルーマニア及びタイについては、2003年12月末（ただし、ルーマニアについては同年5月末、フィリピンについては同年6月末）まで TRIMs 撤廃の経過期間を延長することが決定された（延長決定に至る経緯の詳細については2014年版不公正貿易報告書372頁以下を参照）。

2001年11月に延長決定された各国の TRIMs に関し、アルゼンチン、チリ、コロンビア、タイ、メキシコ、マレーシア、ルーマニアは、予定どおり2003年末までに TRIMs を撤廃した。他方、フィリピンは、自動車に関するローカルコンテンツ要求及び為替規制について段階的に削減し、2003年7月1日をもってそれぞれ0%としたが、その他に60%のローカルコンテンツ要求をしている分野があり、関連政令の施行は停止されているものの撤廃には至っていない。パキстанは、自動車分野におけるローカルコンテンツ要求について、同年12月に再度2006年12月末までの延長申請を行ったが、2006年3月の物品理事会において、当該延長要請の公式撤回を希望する（残存している一部の TRIMs については撤廃する意向である）旨の発言を行った。その後、問題のあった「Deletion Program」は2006年7月で廃止、代わって「Tariff Based System」が導入された。ただし、この措置は地場自動車メーカー用 CKD 部品には35%、それ以外は50%の関税を課すなど、現地化を促す内容となっており、事実上の「ローカルコンテンツ」要求である可能性がある。以上のとおり、5.1条に基づき WTO 協定成立直後に通報された TRIMs は現在では原則として撤廃されているものの、必ずしも全ての措置について明確に撤廃が確認されているわけではない点に留意が必要である。なお、2005年12月の香港閣僚宣言では、後発開発途上国の TRIMs について、同宣言30日後から約2年以内に物品理事会に通報された既存の措置は2012年12月18日まで維持することができ、同宣言後新規に導入された措置で、導入後6ヶ月以内に物品理事会に通報されたものは最長5年間維持できるが、いずれの措置も（物品理事会の決定により延長されたとしても）2020年には撤廃されなければならないとされた。しかし、これまで同宣言に基づく TRIMs の通報は行われていない。

近年 WTO 新規加盟国が加盟議定書に基づく TRIMs の通報を行った例として、2013年1月、ロシアが WTO 加盟に際して、協定に整合しない TRIMs として、自動車分野における「工業品組み立て」投資規制を加盟国に対して通報していた。本 TRIMs は、ロシアが加盟議定書によって、2018年7月1日までに撤廃する旨約束したうえで留保したものである。また、2015年11月、カザフスタンが WTO 加盟に際して、石油・ガス・鉱業セクター及び自動車分野における協定非整合な TRIMs を通報しており、前者は2021年1月1日までに、後者は2018年7月1日に撤廃することを約束した。

(4) TRIMs 委員会

TRIMs 協定の運用及び実施に関する事項を加盟国間で議論する場として、同協定に基づき TRIMs に関する委員会（TRIMs 委員会）が設置されている（7条）。同委員会は、2012年以降は定期的に年2回開催されており、物品理事会に与えられた任務¹を遂行し（7.2条）、物品理事会に対する年次報告を行う（7.3条）他、TRIMs 協定に非整合的である可能性がある加盟国の個別具体的な措置に関して、加盟国間で継続的な意見交換を行う場として活用されている。

(5) 経済的視点及び意義

TRIMs は、短期的には、実施国にとって産業保護・育成の手段となり、また、国際収支の悪化に歯止めをかける効果があると考えられることから、開発途上国を中心に実施されてきた。また、先進国による自由な投資を制限する一面があるものの、同時に開発途上国の産業発展の基盤整備に資する側面もあり得る。

しかしながら、中長期的には、自由な投資活動を阻害することによって、当該国の経済発展に悪影響を及ぼす可能性が大きい。例えばローカルコンテンツ要求措置として、進出する製造企業が現地国産部

¹ 過去に物品理事会が TRIMs 委員会に授權した任務としては、2002年～2007年までに行われた TRIMs 協定4条及び5.3条に関する開発途上国に対する特別かつ異なる待遇（S&D）の提案の検討がある。

品の使用を義務づけられた場合、当該措置の実施国の部品産業は十分な競争にさらされることなく生産を行うこととなり、国際競争力が高まらないだけでなく、進出企業にとっても高品質で割安な輸入品を使用できないため、結局完成品の国際競争力が向上しないといったような問題が起こる可能性がある。更に、当該国内の消費者もコストの高い製品の購入を余儀なくされるという不利益があり、それがゆえに国内需要の拡大も阻害され、結果として当該国の経済の発展にマイナスとなる可能性がある。

2. 主要ケース

(1) インドー自動車政策（DS146 (175)）²

1997 年 12 月、自動車産業に対して製造業者と商業省との間で、新ガイドラインに基づく覚書（MOU）の作成・署名を義務づける等を内容とした新自動車政策を発表した（商工省通達 No.60）。本政策中には、TRIMs 協定に照らし以下の問題点が含まれている。すなわち、最初の輸入部品（CKD、SKD）の輸入通関日から 3 年以内に 50 %、5 年以内に 70 % の国内部品調達率の達成が義務づけられているほか、自動車ないしは同部品の輸出義務が操業 3 年目から課され、4 年目からは、その輸出義務達成度に応じて輸入部品（CKD、SKD）の輸入量が規制されることとなっており、輸出入均衡要求が含まれている。なお、インドは、本政策発表以前から合弁自動車企業に対し、自動車部品の輸入に係る輸入許可証の発行条件として、法に基づかない行政指導としてローカルコンテンツ要求や輸出入均衡要求を含む覚書（MOU）の締結を求めている経緯があり、これも TRIMs 違反の疑いが強い措置であったが、上記新自動車政策は、同行政指導を制度化したものと言える。

1998 年 10 月には、EU が協議要請を行い、我が国は米国とともに本協議に第三国参加を行った。同年 12 月に第 1 回協議が開催されたが解決には至らず、2000 年 11 月、EU の要請によりパネルが設置され、日本は第三国として参加した。また、1999 年 6 月には米国が協議要請を行い、我が国は、EU とともに第三国参加を行った。同年 7 月に第 1 回協議が開催されたが解決には至らず、2000 年 7 月、米国の要請によりパネルが設置され、日本をはじめ EU、韓国が第三国参加した。同年 11 月末、これら 2 件のパネルは単一パネルに併合された。

インドは、本件に先立って、米国より WTO 協議・パネル設置要請された自動車を含む特定品目に係る輸入制限措置の上級委員会での敗訴を受けて、1999 年 12 月、2001 年 4 月 1 日までに輸入制限を撤廃する旨米国との間で合意しており、これを受けて、2000 年 4 月 1 日より 714 品目の、2001 年 4 月 1 日より 715 品目の数量制限措置を撤廃した。そして、係る措置撤廃を受けて、商工省通達 No.60 を 2001 年 9 月に廃止したが、2001 年 3 月 31 日までに発生した輸出義務は継続しており、本政策は完全に撤廃されたとは言えない状況であったところ、上記単一パネルは、同年 12 月に商工省通達 No.60 及びこれに基づいて締結された MOU が、GATT 3 条、11 条に違反すると判断した。パネル報告書の内容を不満とするインドは、2002 年 1 月 31 日、上級委員会に上訴したが、同年 3 月 14 日上訴を取り下げた。

その後、インド政府は同年 8 月、2001 年 3 月末までに発生した輸出義務の履行についても廃止を行い、本件自動車政策は完全に撤廃された。

² 本件に関しては、平覚「インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置」2002 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-8.pdf）も参照。

(2) カナダ・オンタリオ州による太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求（国産品優先補助金）（DS412、426）³

カナダ・オンタリオ州は2009年5月「グリーンエネルギー及びグリーン経済法（“Green Energy and Green Economy Act, 2009”）」を制定し、太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーを促進するためにかかるエネルギーの固定価格買取制度（フィード・イン・タリフ（FIT）制度）を導入した。同州は、発電事業者がFIT制度に参入する場合の条件として、一定の価値がオンタリオ州内で付加された太陽光発電設備や風力発電設備を使用することを義務づけた。

本措置により、同州内においてFIT制度に参入しようとする事業者に、ローカルコンテンツ要求を満たすため、輸入品よりもオンタリオ州産の太陽光パネル等を購入するインセンティブが生じ、輸入品が競争上不利に扱われている。

日本政府は、カナダ・オンタリオ州政府によるこうした措置は、国内産品と輸入品を差別的に扱うことを禁じたGATT 3条（内国民待遇義務）、TRIMs 協定 2 条及び国産品優遇を条件に補助金を交付することを禁止した補助金協定 3.1 条（b）に違反するとして、2010年9月にWTO紛争解決手続了解に基づく二国間協議要請を行った。さらに、2011年6月にはパネル設置要請を行い、2012年12月、パネルの最終報告書が公表された。同報告書は、我が国の主張を概ね認め、カナダがGATT 3 条及びTRIMs 協定 2 条等に違反して不当な州産品優遇を行っている旨の判断を示した。その際、GATT 3 条 8 項（a）に規定される政府調達例外はTRIMs 協定 2 条にも適用されるとした（本件措置がGATT 3 条 8 項（a）に該当しない旨の判示につき、第II部第2章2.主要判例（5）参照）。ただし、補助金協定 3 条違反（禁止補助金）については、補助金認定の要件となる利益の存在が立証されていないとして違反を認定しなかった。2013年2月、カナダはパネル判断を不服として上訴し、同年5月、上級委員会報告書が発出された。上級委員会報告書は、結論においてパネル報告書の判断を支持し、GATT 3 条及びTRIMs 協定 2 条違反を認定する一方で、

補助金協定 3 条違反は立証不十分として認定しなかった。

(3) ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求（工業製品税の条件付き減税（国産品優先補助金））（DS472、497）⁴

第I部第10章参照。

³ 本件に関しては、阿部克則「カナダ—再生可能エネルギー発電分野に関する措置事件」2013年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2013/13-4.pdf）も参照。

⁴ 本件に関しては、小寺智史「ブラジル—EU、日本工業製品税その他各種税制の内外差別的適用」2017年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2017/17-8.pdf）も参照。